

同関協だより

第47号



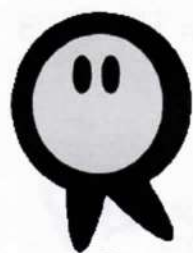
同関協道

人間の尊厳が歴史の中で歪められ、その回復を取り戻すため幾多の困難にも立ち向かい尊厳を獲得してきたことは多くの人権宣言により知られています。いつも人間の歴史は奪われ、またその回復の繰り返しをしてきたことかもわかりません。ただこの歴史にはいつも政治的背景をもつて繰り返してきたことも事実であります。

しかし、世界の幾多の人権宣言の中で、九十年前に人類に向かつての人権宣言「水平社宣言」は、純粹なる人民による尊厳獲得の宣言であることは歴史により証明されていることです。そのことは国家も過去半世紀前にこの宣言から教えられ、国民的課題として問われ教えられてきたことです。わが宗門においても「難波別院輪番差別事件」による糾弾より、この「水平社宣言」から多くのことを学び、宗祖に背いてきた我が身を知らされてきました。

しかし今、そのことが風化し、「寝た子を起すな」という時代に埋没してしまっているのではないかと危惧せずにはいられません。先般も政界で話題の橋下徹氏に関する『週刊朝日』誌の連載記事掲載中止のことが問題になりました。その記事の、一個人の人間の尊厳を愚弄冒涇した内容、また「水平社」が何をもって立ち上がり願ってきたかということをあらためて問い直すということもマスコミは放棄してしまうという、「寝た子を起すな」姿勢が蔓延している今日という時代であります。

今、憲法改正ということが云われる時、「水平社」が果たしてきたことが、戦後発布された憲法の第九十七条に「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」と記されていることから、自由獲得をいつも奪っていかうとするもの、眠らそうとするものに対して闘ってきたのが「水平社」の人々であり、我々の親鸞聖人に教えを頂く先人ではなかったのかと今更ながら思ふことであります。



リバティおおさか を まもろう !!

- ご賛同・ご支援・ご寄付のお願い -

「リバティおおさか」とは？

大阪人権博物館は、1985 年 12 月に開館した、日本で唯一、人権をテーマにした登録博物館です。開館以来、人権思想の普及を目的に、資料の収集、調査研究、展示、教育普及活動などを行っています。

被差別部落、障害者、女性、ハンセン病回復者、薬害エイズ、ホームレス、在日コリアン、沖縄、アイヌ民族、性的少数者、いじめなど、様々なテーマを資料と映像によって展示し、開館以来約 145 万の人々が、全国各地、また国外からも訪れています。

大阪人権博物館の継続にむけて

2012 年 4 月 20 日に大阪府知事並びに大阪市長の視察があり、展示内容が「差別や人権に特化されており、子どもが夢や希望を持てる内容となっていない」として、大阪府・大阪市は、2013 年度以降の補助金を廃止する方向であることを明らかにしています。

博物館の運営にあたり、必要な予算の約 85%を占めていた大阪府・大阪市の補助金が廃止されると、2013 年 4 月以降の開館が困難な状況となります。

2013 年度以降、リバティおおさかの財政は、基本的には法人の基本財産、および事業収入（入館料、講習等の受講料、出版物の売り上げ等）などによってまかなうこととなります。しかし、それだけでは、これまでおこなってきた博物館活動の基盤を支えることはできません。そこで多くのみなさまに、「リバティサポーター」というかたちでの財政支援をお願い申し上げます。

1口 6,000 円 となっております。

多くの方々にご協力をいただきたいと思います。「同関協」としても協力をしていこうと決め、会員各位におかれましては、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

詳しくは、リバティおおさかのホームページを参照下さい。

☞ <http://www.liberty.or.jp>

2011 年度「同関協」現地研修会 in 鹿児島

薩摩のかくれ念仏

2012 年 5 月 23 日～ 25 日



二〇一二年五月二十三日から二十五日にかけて、同関協の二〇一一年度現地研修会が「薩摩のかくれ念仏」というテーマのもと、鹿児島にて開催されました。

二十三日は、鹿児島教務所において鹿児島教区光泉寺住職の佐々木智憲氏から「薩摩のかくれ念仏の歴史と背景」について、また部落解放同盟鹿児島県連合会委員長の山口武文氏から「薩摩藩の民衆支配の構造」と題した講義をいただきました。

翌二十四日は知覧で立山のかくれ念仏洞と、かくれ念仏の展示があるミュージアム知覧、また特攻平和会館などフィールドワークを行いました。

その後、オプション日程を設定し、宮の城へ移動し被差別部落出身で弾圧下において念仏に生きた時吉万次郎の記念碑を参拝しました。

毎年、「教団内外における部落差別の克服を願いと、差別に苦しむものが一人でもいる限り、その差別からの解放を自らの課題とする」ことを目的に開催されている同関協の現地研修会。今年度も、現地に身を運び、その地の実状を知るとともに現地関係者ならびに教区関係者との交流を行い、情報と意見の交換の場を持ち得たことは、ともに連携を保ち、課題の共有をはかる上で貴重な場と時間になりました。

講義一

「薩摩のかくれ念仏の歴史と背景」

鹿児島教区光泉寺住職

佐々木智憲氏

島津氏は南九州の薩摩、大隈、都城など諸県地方の日向を支配した。

一六〇九（慶長十四）年には琉球も支配した。『鹿児島県史』は、この民衆支配体制について他藩とは全く違う仕組みがあったという。武士支配の外城（郷土）制度、農民支配の門割制度、仏教政策としての一向宗禁止政策である。この一向宗禁止は、民衆を分断し差別する支配の体制を確立するために、藩が支配にとって都合の悪い仏教を徹底して排除し弾圧をする制度である。そのため他藩の寺請制度は存在しなかった。今回、一向宗近世のなかでも民衆は「かくれ念仏」として支配に抗し、親鸞聖人の教えのなかで生き抜いてきた薩摩の真宗門徒の姿を振り返ってみたい。

1 鎮魂の念仏か解放の念仏か

薩摩藩では城下や外城の郷に多くの寺院が建立され、仏教を手厚く保護していた。念仏を称える時宗や浄土宗、そして曹洞宗や真言宗などの寺院は各地にあったが、寺院の役割は供養と祈祷のためと定められていた。一五九七（慶長二）年に島津義弘によって一向宗禁制の掟

が發布されたが、その背景の一つに島津義弘の祖父島津忠良の仏教観が色濃くでている。

一向宗は、「父母を軽んじ仏神に疎んずる者」（『日新菩薩記』）として禁止し、「この魔族を誅滅する政道は身を忠孝に砕き心を寺社につなぎて子孫長久」（『日新菩薩記』）をはかることが「人道」であり、仏道であるといっている。島津支配を守るため供養と祈祷の仏教や念仏は保護し、浄土真宗の念仏は弾圧するというものだった。一方、浄土真宗の教えに出遇ったのは多くの民衆であった。一五〇六（永正三）年には御本尊を中心にして生きる真宗門徒たちが存在していたのである。どの時代においても人は皆、苦悩を抱えて生き、そこから救済の道を探ねて行く。薩摩の民衆がそこで出遇ったのが親鸞聖人の教えだった。全ての人々が凡夫として、とも同朋として解放されていく念仏を求め出遇ったのである。本願念仏により、苦難のなかでも生き抜いていける世界を見いだしたのである。たとえ幾たびの弾圧が繰り返されても、念仏の信心に生きることをお願いしていた。

2 一向宗禁制下の真宗門徒

江戸時代中期になると藩内各地に講が秘密裡に結ばれていく。一八二七（文政十）年の頃には「七十余講」と報告され、広い地域にわたる講や一部の地域だけの講などに多くの民衆が参加していた。藩内のあらゆる地域や琉球の地にも講が組織されている。講全体を取りまとめる講頭のもとに、各地の番役が法座（お座）の世話をし、僧侶の役割を果たしていた。御本尊・親鸞聖人御絵像・蓮如上人御絵像と仏具が各地のお座をまわり、番役が中心になって正信

偈・御文のお勤めを行っていた。特に、番役による『本願寺聖人伝絵』の絵解きが各地のお座で行われ、多くの門徒の人々が講に集うようになったという。

一八三五（天保六）年の大弾圧は、薩摩藩の財政危機から引き起こされた。「莫大に国財、他国に漏れ候につき、自然と国中、困窮におよび」（『薩摩国諸記』）と薩摩門徒による本願寺への献金が、藩の財政的危機をもたらした原因だとしている。実際の原因は違うのだが、ここから真宗門徒の過酷な弾圧・迫害が始まっている。各郷に設けられている宗門座において拷問が行われ、打ち首、遠島、入獄、科移し（辺鄙な地に追放）、身分剥奪、科料など過酷な弾圧・迫害が加えられている。しかし、それでも薩摩藩は門徒の人々から信心を奪い取ることはできなかった。御本尊や御絵像は小型化して洞や船の中、家の隠し部屋など色々な工夫をして隠し、深夜にお座を開いて講を続けてきた。法難が静まると、新たな番役が登場し、講は次々と復興されていった。

幕末から一八七六（明治九）年までの弾圧は明治維新を反映した内容が色濃くにじんでいる。藩主島津斉彬の神儒一致政策により廃仏毀釈が徹底され、復古神道から真宗門徒に対して弾圧・迫害が加えられた。この時期の弾圧・迫害の特徴は、維新の弾圧として捉えることができる。明治維新の神道国教化が薩摩では徹底して行われ、彼岸会や盂蘭盆会などの仏教行事も禁止され、神道による儀式にしたのである。当然、真宗門徒にも神道を強要したのである。しかし、薩摩の真宗門徒たちは、藩の神道政策には決して同化せず、親鸞聖人の教えに生きただのである。

3 薩摩真宗門徒の開いた地平

封建制は武士支配を頂点として徹底した身分制を敷いた。社会の仕組みとして差別と分断の支配体制である。しかし、「かくれ念仏」に集う講では、武士や郷士、農民や漁師、被差別の身分におかれた人たち、女性たちが身分を超えて集っていた。講において平等な人間関係を基本としていたのである。そこには教えに基づいた「御同朋御同行」としての交わりと徹底した平等性を基本とすることが「かくれ念仏」講の成立条件であった。知覧の海運商・仲覚兵衛は、安永年間（一七七二～一七八一）に大阪の皮革商人の所で捨てられていた獣骨が肥料に役立つことを発見した。船で知覧に運び骨粉にして肥料にしたところ菜種の生産が飛躍的に伸びたという。知覧の船が大阪から獣骨を運び、骨粉水車で骨を砕いて肥料にして、薩摩のシラス台地を肥沃にして農業生産の増産に貢献したと伝えられている。ここで大切なことは、仲覚兵衛と被差別部落の皮革商人との差別を超えた交わりが基本にあったことである。世間においては厳しい差別の現実があったとしても、「かくれ念仏」の講においては、どの地域でも、身分を超えて差別を超えて念仏の信心に生きる世界を開いていた事例が多く報告されている。また、国境を越えた人の交わりも大きな意義がある。一向宗禁制の薩摩と天草・水俣・飫肥・串間など隣接した地域で、信心を基本にした交流、越中富山の売薬商人との交流などが明らかになっている。薩摩の真宗門徒が、弾圧や迫害のなかでも教えに生きられたのは、藩外の人々の支えがあったからである。ともに真実を求めて生きようとするとき、あらゆる人々を同朋として見いだす世界が開かれることを、薩摩の真宗門徒たちは教えてくれている。

講義二

「薩摩藩の民衆支配の構造」

部落解放同盟鹿児島県連合会執行委員長

山口 武文氏



鹿児島県には、島津藩の施策により設置された「外城制度※」で百を超える被差別部落が存在していました。一九六九年に同和対策特別措置法が施行された当時、いわゆる指定地区は四十九地区に及んでいます。

この事實は、封建意識が特に根強いとされる鹿児島における解放運動の厳しさと困難さを物語っています。そして、あらゆる差別意識＝部落差別・女性差別・病氣（ハンセン病・水俣病・障がい者等）に対する差別・島差別・在日外国人差別等々、多くの地域の職場・教育の現場などに空気の如く、しかも深刻に残されています。

そうした社会に、戦後、民主的思想が堰を切ったように流れ込んできた時、労働運動や一般的な民主主義運動は、それなりに大きく運動していましたが、社会的に最も厳しいとされる部落解放運動の発足までには、更に三十年の歳月を要しました。

それでも、強烈な部落差別の現実に呻吟しつつも、人間解放を求める多くの被差別民衆の声なき声を代表して「部落解放同盟鹿児島県連合会結成」の日を迎えたのであります。言うまでもなく全国や九州の

仲間による指導と協励が背景にありました。

三十八年前の一九七四（昭和四十九）年四月二十七日のことでした。県北、大口市市民集会所に五十名の誇り高き仲間が集いました。結成当初は、県北を中心にした十支部でありました。

以来、全国水平社や全国すべての同盟員が体験したであろう多くの困難な事態と直面しながらの幾星霜でありました。差別糾弾闘争、狭山闘争、部落解放基本法制定に向けた取り組み、行政闘争、環境改善運動等々を全国の仲間或いは支援する人たちと共に闘ってきました。しかし、悪質巧妙・多発する差別事件にみられるように解放同盟に対する誹謗中傷、組織破壊、分裂分断工作、圧力など現在も闘いは続いています。

そうした中、今日、先達がめざした「よき日」は未だ道半ばにありますが、多くの成果も生み出しています。行政、労働団体、教育関係者、宗教団体、市民グループ、狭山住民の会など広範な連帯を生み出し、又、生活環境改善、生活・教育の向上など一定の前進を図ることが出来たのであります。

しかし、課題も山積、未だ色濃く残る差別意識や潜在的封建思想との闘いや、出自を語れず自らを誇れず人知れず悩み生きる仲間のことなど、部落解放の拡がりや深まりがさらに大事な時を迎えています。特に「同和」教育の重要性は、更に広め高める必要があります。

解放運動や「同和」教育において何より大切なことは、運動に携わる人、教育に関わる人、そして現実に起こるあらゆる差別に正しく向き合い闘う人たち、或いは差別の状況に悩み苦しむ人たちに対して、人間としての誇りを喚起し、差別を絶対に許さないという真実の勇氣

を奮い立たせるものでなくてはならないことです。

そのためには、日本、否、世界の歴史を正しく学び認識し、幕藩体制化にあつて、死を伴うほどの苛烈な収奪・弾圧を受けてきたなかで、強固な支配に抵抗し、真実に生きる人を尊び、社会生活を前進させてきた幾多の先人の業績を知ることがなにより大事であります。

それらの人びとは、「水平社宣言」にあるように、命をも奪つてしまふいわれなき差別を受けながらも、家族や村の命をまもり、人間の誇りを求め闘い続けてきました。豊かな自然も時として日照り・飢饉などの過酷な状況もあり脅威であつたことでしょう。

そのような中で、「いのちを生き抜くこと」にどれほどの知恵や勇気が、そして命の支え合いが必要であつたことでしょうか。しかもこの闘いは、一瞬も緩むことなく何百年も続き、今に至つているのです。

また、被差別に喘ぐ人々、農民、町民などの人びとが作り出した文化や芸術は、人間の感性を高め、民衆の絆を強めてきました。僅かながら暮らしを豊かにする事にも役立ちました。当時の宗教もその意味で生きる支えとして大切なものであつたことでしょう。

一向宗弾圧のただ中であつて、県北・宮之城地域に伝承される被差別部落に出生した「かくれ念仏番役 万次郎」は、念仏の教えを拠りどころとして生活・地域の中に実践、差別のない人間の解放区を出現せしめたことは驚愕であります。

このように被支配・差別される側に生き抜いてきた人びとは、決してかわいそうな存在ではなく、勇気ある人間としての誇りをもった人びとであつた事を認識することが大切であります。

私たちの解放運動や「同和」教育、本来の宗教活動もそうであるよ

うに、こうした先達の強烈な生き方や思想から人間としてどう生きるのか、社会に起こる様々な差別事象にどう真向かうのか、最も大切なことを学ぶことから始まるのです。そしてそのことを子どもたちや社会に対して伝えていくことが重要であります。

翻つて、水平社宣言を一貫している思想は、人間の尊厳と自由・平等の自覚です。つまり、被差別部落の出身者だけでなく、すべての人々の人間としての尊厳の確立と解放の実現をめざしているのです。部落問題の解決は、他の人権問題の解決に必然的に通じていくものであります。

今、次の世代にも、これまでの不断の闘いの歩みをつなぐべく努力が求められています。いわれなき差別と闘い、あらゆる差別をなくす運動は困難なことであります。しかし、人間にとって大切な事であり、希望のある闘いであります。

人の世に熱あれ、人間に光あれ！

* 外城（とじょう）制度

外敵を防ぐための制度。藩内に小城を築き、郷士と呼ばれる士族が配属され（農業にも従事した）、城下士とは上下関係に厳しいものがあつた。時代的変遷はあるが、その数は百を超えていた。必然的に被差別部落も形成された。

2011年度「同関協」事業報告

2011年

- 7月15日 2010年度「同関協」会計監査
 19日 2011年度「同関協」総会
 20日 2011年度「同関協」第1回常任・専門委員会
 9月20日 2011年度「同関協」第1回三役会
 10月5日 聞き取り調査《山陽教区美作組教福寺》
 6日 第70回同朋三者懇
 《本願寺派安芸教区善行寺》
 25日 2011年度第1回『同関協だより』編集委員会
 11月16日 2011年度第2回『同関協だより』編集委員会
 12月14日 2011年度第1回
 「同関協」近畿ブロック協議会
 16日 2011年度第3回『同関協だより』編集委員会
 20日 2011年度「同関協」第2回三役会

2012年

- 1月20日 2011年度「同関協」第3回三役会
 27日 2011年度第1回
 「同関協」九州ブロック協議会
 2月1日 第71回同朋三者懇《本願寺派広島別院》
 2日 2011年度「同関協」第2回常任・専門委員会
 6日 聞き取り調査《京都教区因伯組緑浄寺》
 3月7日 2011年度第2回
 「同関協」近畿ブロック協議会
 27日 2011年度「同関協」第4回三役会
 4月9日 2011年度第4回『同関協だより』編集委員会
 18日 聞き取り調査《三重教区四日市組林正寺》
 24日 聞き取り調査《久留米教区浮羽東組寶林寺》
 5月1日 2011年度第5回『同関協だより』編集委員会
 7日 聞き取り調査《東京教区長野1組陽雲寺》
 17日 2011年度「同関協」第5回三役会
 23日～25日 2011年度「同関協」現地研修会
 (鹿児島・隠れ念仏)
 6月1日 2011年度第6回『同関協だより』編集委員会
 8日 第72回同朋三者懇《尾道人権文化センター》
 12日 2011年度第2回
 「同関協」九州ブロック協議会
 13日 2011年度第1回
 「同関協」東海ブロック協議会
 19日 2011年度「同関協」第3回常任・専門委員会
 7月9日 2011年度「同関協」会計監査

2012年度「同関協」事業計画

2012年

- 7月9日 会計監査 2011年度決算の監査
 7月18日 2012年度総会 場所：宗務所3F
 13時30分 開会
 《議案》1 2011年度事業報告
 2 監査報告
 3 2011年度決算承認の件
 4 2012年度事業計画(案)承認の件
 5 2012年度予算承認の件
 6 新会員承認の件
 7 その他
 15時30分
 《学習会》
 講題 「全国水平社創立90周年の真実」
 講師 朝治 武(大阪人権博物館 学芸員)
 17時 閉会
 18時 懇親会
 7月19日 第1回常任・専門委員会 場所：宗務所3F
 ・2012年度事業計画について
 10月5日 <同朋三者懇>
 日時 10月5日(金) 13時～
 場所 本願寺派備後教務所
 10月16日 2012年度現地研修会(兵庫県宍粟市)
 ◇各ブロック協議会《年・2回》(上半期)
 ◇聞き取り調査(全5カ寺)<東北・東海・近畿・九州>
 ◇『同関協だより』第47号 発刊 2013年1月31日
 2013年
 1月上旬 第2回常任・専門委員会
 ・2012年度上半期事業報告及び反省
 ・2012年度下半期事業計画について
 ・任期満了に伴う役員改選について
 6月中旬 第3回常任・専門委員会
 ・2013年度事業について
 ・任期満了に伴う役員改選について
 ・2013年度総会について
 ◇各ブロック協議会(下半期)
 ◇『同関協だより』第48号 発刊 2013年6月
 ※必要に応じて、三役会を開催する。
 ※『同関協だより』編集会議は、各号につきそれぞれ
 3回の編集会議を開催する。

2011 年度真宗大谷派同和関係寺院協議会決算書

自2011年7月 1日
至2012年6月30日

歳入の部 3,665,057 円

歳出の部 3,119,859 円

545,198 円 通帳残高

2012 年度真宗大谷派同和関係寺院協議会予算書

自2012年7月 1日
至2013年6月30日

歳入の部 3,870,000 円

歳出の部 3,870,000 円

歳入の部

項目	項目	予算額	収入額	比較増減	備考
1	1 会 費	90,000	234,000	▲ 144,000	78ヶ寺 (@ 3,000)
2	1 本山助成金	3,080,000	2,666,300	△ 413,700	
3	1 繰 越 金	764,601	764,601	△ 0	前年度より繰越金
4	1 雑 収 入	5,399	156	△ 5,243	
	合 計	3,940,000	3,665,057	△ 274,943	

歳出の部

項目	項目	予算額	支出額	比較増減	備考
1	1 会 議 費	1,810,000	1,723,669	△ 86,331	
	1 総 会 費	630,000	536,169	△ 93,831	
	2 三役・常任・専門委員会費	1,150,000	1,158,040	▲ 8,040	
	3 会計監査費	30,000	29,460	△ 540	
2	2 通 信 費	20,000	2,100	△ 17,900	
	1 通 信 費	20,000	2,100	△ 17,900	振替払込書印字料
3	3 事 業 費	1,750,000	1,110,590	△ 639,410	
	1 組織拡充費	900,000	386,560	△ 513,440	現地研修会
	2 会 報 費	550,000	357,750	△ 192,250	同関協だより・出版委員会
	3 調 査 費	300,000	366,280	▲ 66,280	現地調査
4	4 ブロック活動助成費	320,000	187,500	△ 132,500	
	1 ブロック活動助成費	320,000	187,500	▲ 132,500	ブロック協議会助成
5	5 予 備 費	40,000	96,000	▲ 56,000	
	1 予 備 費	40,000	96,000	▲ 56,000	葬儀香資・災害見舞金
	合 計	3,940,000	3,119,859	△ 820,141	

歳入の部

項目	項目	予算額	前年度予算	比較増減	備考
1	1 会 費	240,000	90,000	△ 150,000	80ヶ寺 (@ 3,000 × 70)
2	1 本山助成金	3,080,000	3,080,000	△ 0	
3	1 繰 越 金	545,198	764,601	▲ 219,403	前年度より繰越金
4	1 雑 収 入	4,802	5,399	▲ 597	
	合 計	3,870,000	3,940,000	▲ 70,000	

歳出の部

項目	項目	予算額	前年度予算	比較増減	備考
1	1 会 議 費	2,000,000	1,810,000	△ 190,000	
	1 総 会 費	630,000	630,000	△ 0	
	2 三役・常任・専門委員会費	1,340,000	1,150,000	△ 190,000	
	3 会計監査費	30,000	30,000	△ 0	
2	2 通 信 費	20,000	20,000	△ 0	
	1 通 信 費	20,000	20,000	△ 0	発送料
3	3 事 業 費	1,490,000	1,750,000	▲ 260,000	
	1 組織拡充費	500,000	900,000	▲ 400,000	現地研修会
	2 会 報 費	590,000	550,000	△ 40,000	同関協だより
	3 調 査 費	400,000	300,000	△ 100,000	同朋三者懇参加助成金
4	4 ブロック活動助成費	320,000	320,000	△ 0	
	1 ブロック活動助成費	320,000	320,000	△ 0	4ブロック×8回
5	5 予 備 費	40,000	40,000	△ 0	
	1 予 備 費	40,000	40,000	△ 0	
	合 計	3,870,000	3,940,000	▲ 70,000	

同関協だより

同関協の会員として知ったこと、目にしたこと、聞いたこと、感じる事など、思うままに表現していく編集委員の連載企画。

vol. 7-2

特別連載「解放精神再興への祈り」(全三回)

二〇一一年度「同関協」総会での元宗務総長木越樹氏の講演抄録を連載。今回はその二回目。(文責 編集委員)

「親鸞不在の教団から」

糾弾会で一番こたえたのは米田富さん。

部落解放同盟統制委員長をしておられた水平社創立以来の運動家です。この人が白書院で「あんたらワシらがここへ何しに来たのか知ってるのか。ワシは真宗門徒や、ずっと親鸞さんの門徒や、けどもここへいっぺんも参りに来たことはない。東本願寺も西本願寺も来たことない。何で来んかという、ここには親鸞さんがおらんやないか、親鸞不在や」と。

「親鸞不在」といわれたのはこの時(一九六九)が初めてではありません。水平社創立のときです。栗栖七郎という人が一九二三(大正十二年)、水平社創立の翌年第二回るとき、部落大衆が京都駅に集まった。その部落大衆といっても全部、東西本願寺の門徒です。まず東本願寺に來た、そして山門の前に置いてある賽銭箱の上で演説した。「水平社の運動はどういう運動かというと、ここへ親鸞精神を回復する、回復しようという運動である。ここには親鸞おらん、親鸞不在だ」と

いわれた。

難波別院輪番の差別事件。訓覇内局の第一回目の回答書は、難波別院の輪番という、教団における非常に重い役にある者がこういう事件を冒した、誠に申し訳なかった、我々はこれから親鸞聖人の御同朋・御同行の精神に立って部落問題を取り組んでいきます、という回答書でした。私が解放同盟に届けに行きました。これは内局が出した回答書でしたから、朝野・橘両人は知らなかった。

当時、大阪にあった部落解放同盟の事務所に、朝田善之助委員長は不在でしたが、書記長の上杉佐一郎さん、大阪府連の西岡智さんに回答書を出した。でも開かないのです。「部長さん、この回答書は駄目です。改めてあなたのご宗門のほうから、誠にお粗末でしたと、必ず持つておいでになりますよ」って言うのです。差別に取り組むというのはどういうことなのか、根本的なことを理解した上で回答書が出てこなければ、これに書いてあることは、すまなんだ、差別者がおった、申し訳なかったというそれだけの回答書でしょう、初めから分かっている。そう言われてバツと見てアツと思いました。迂闊にも持つていく私が気づかなかった。表紙に「解答書」って書いてあった。これは開くはずがない。部落差別の問題は、問題集に解答しているわけではない。帰ってきてから朝野・橘両人と相談して、これでは駄目だ、宗門全員集まって、やらないかんということで、当時の教学研究、蓬茨祖運、中野良俊、大谷大学から寺川俊昭・松原祐善、そういう責任のある人を南加賀詰所に全員集めた。徹底的に検討したのです。そして帰結して書いたのが第二回目の回答書です。「我々は差別教団でした、江戸時代の歴史を潜って真宗教団でなくなりました、親鸞の精神を失いました」そう書き切つて言い切つたのです。それが第三回目の糾弾のときに、もうほぼこれを踏み台にしてこれからやってくださいということまでできた。

そして「管長さんは」ということになった。しかしなかなか出てこない、大谷光暢氏が出てこない。やっと出てきて「管長さん読んだんですか」と聞かれ、「ちょっと」と言われた。「何事だ」と。「宗門の合意ができていないのではないか、内局の作文では受けとれん」となった。本当はちよつと読んだ程度ではないのです。この第二回目の回答書、一番肝心なところは、差別教団でありました、御同朋・御同行の教団ではありませんと言いつつたことです。これを私が朝野温知・橘了法の二人と内事に行つて届けた。御法主に回答書についてご説明申し上げますと「会わん」とおっしゃる。この回答書を示すためには読んでもらわないといけませんといつて全部説明した。差別教団とは一体何であるか、身分制度、封建の身分制度、貴族教団化。貴族教団になつてしまつた教団は、もう部落の門徒の人たちから見たら信用できない。募財拒否の文書の中にもあるでしょう、私たちは親鸞聖人の門徒といいながら、同じ門徒からさえ人間らしい扱いをしてもらえなかつたと書いてある。「親鸞不在」というのはこれです。親鸞おらんではないかということをお話した。だから本当は「ちよつと読みました」ではないのです。全部読んでおられる。それをちよつと読みましたというのとは「拒絶」です。私はこの文書は読めません、読んでおりませんというのと一緒です。

またそこから体制が変わつた。今度は清沢満之・曾我量深を追放、反同朋会運動。そして何を復活させようとしたのかというと、善知識教団の復活。「真宗」一九七一（昭和四十六）年二月号の「如大地」を見てください。「宗教教団というもの、教祖がいるんだ」と。トップに教祖。「御門跡様」が善知識。「御門跡様」のみを善知識とする。

そういう中で一九七一（昭和四十六）年十月頃、星谷内局の「新」回答書が糾弾を受けるのです。その新回答書について真同研第五号「一九七一（昭和四十六）年十月号」には次のように書いてある。

まず第一に明らかにしておかねばならないことは、訓覇内局の第二次回答書はその内容が不十分であるという事で保留になつたのではなくて、これが管長、宗務当局、宗議会の一致を経ているという事で保留されたのである。特に管長の同意を最終的に得られなかつたということが、これが最終回答書とならなかつた真の理由である。ところがその後の教団内の政治情勢の中で、訓覇内局が辞職して名畑内局が発足した段階で、第二次回答書がすべてご破算されてしまつて、すでにあつた同和委員会まで解散するという反動的な「改革」が行われたのである。

だからもし星谷内局が、真に教団の同和問題に対する真剣な取り組みをするつもりならば、少なくとも訓覇第二次回答書について管長の同意をとりつけることからはじめなければならないにもかかわらず、これを改ざんし、はるかに後退した内容をもって新回答書としていることは、星谷内局は名畑内局と同様に同和問題に取り組む誠意をもっていないと断ぜざるをえないのである。

体制がどつぷりと封建体制なんです。選挙に負けたから次の選挙では勝とうという選挙運動だけではなかつた。宗門を変えないとあかん。

宗憲改正運動というのは、単に条文だけを変えようというだけではない。その精神は如何にして同朋教団に帰るか、それが根本問題やつた。まだご本山という態度が残っていますけど。そういうものを如何にして自ら克服していくかという課題があつて、宗憲改正に向かうんですよ。やはり同朋教団確立、そして同朋社会の顕現という新しい宗憲の精神へ。

つづく

『同関協だより』新編集委員のご紹介

この度、『同関協だより』編集委員をさせていただくことになりました。高岡聖道と申します。

被差別部落の寺に生まれ、小中学校では同和問題の学習もあり、自分自身が被差別部落の村に住んでいることも早くから知ることができました。直接差別を受けたという事も大人になるまでありませんでした。差別の現実というものはある程度知っているつもりでしたが、同和関係寺院協議会に関わるようになり、会員の皆様とお話をさせていただく中で、地域によってそれぞれこんなにも違うものか・・・と、教えていただきました。

また、現地研修会に参加をし、各地の被差別部落の村々を歩く中で、これまでお話で聞いた差別の実態、歴史がより鮮明に目の前に現れると感じました。自分の足で歩いて見て感じてくることの大切さと、人と人の繋がりを持つておくことの大切さを教わったと思っております。

綾部という小さな町の現状を知っておくことはもちろん大切ですが、各地のそれぞれの歴史と現状を知り、お互いの問題を共有し合う事が大切だと思っております。

そんな中、この『同関協だより』の編集委員のお仕事をいただき、戸惑いもありますが引き受けさせていただきました。あまり表現をすることが得意でない私には、少々構えてしまうところもあるのですが、引き受けた以上は精一杯頑張らせていただきます。

現地に出向くこと、また総会へ参加することも難しい会員の皆様が多くおられると思います。この『同関協だより』がそんな会員皆様の情報と成りえるよう取材をはじめ、編集させていただきたいと思っております。会員皆様のご意見、ご指導をいただきながら、今後の『同関協だより』がより良いものとなるよう先輩の編集委員の方とともに歩んでいきたいと思っております。どうぞ、よろしくお願いたします。

(編集委員 高岡)

会費納入のお願い

＊年会費 3,000 円＊

郵便振込口座番号

01010-6-2770

加入者名

同和関係寺院協議会

ご理解とご協力をお願いします

同関協だより 第47号

発行日 2013年1月31日

発行人 片山寛隆

発行 真宗大谷派宗務所
解放運動推進本部内
「同関協」事務局

〒600-8505

京都市下京区烏丸通七条上ル常葉町

Tel 075-371-9247 Fax 075-371-9224

E-mail kaiho@higashihonganji.or.jp

編集後記

▼明けましておめでとうございます▼心強い新たな編集委員を迎えた同関協だより。会員はじめ読者の皆さまには今年もよろしくお願ひします▼今号は、鹿児島での「かくれ念仏」の現地研修会報告があります。編集会議で原稿や資料を読み合わせの中で、江戸時代、浄土真宗が禁教とされながら信仰を守り続けた薩摩の人々の姿を思い浮かべました。厳しい弾圧の中で多くの民衆がどうして念仏の教えに出会い、それを守り、伝えたのか▼毎回原稿と向き合い読み込もうと集中しているつもりですが、自分の認識が甘く読み込むことができません。あまりの無知さに滅入ってしまうこともあります。悪戦苦闘しながら頑張りたいと思います▼ただ教えられるのは、部落差別が今も地域や職場など、さまざまなところに残っていることです。その差別意識は、私が気づくことが出来ない、見抜くことも出来ないくらい日常化しています。いかに部落解放への意識を高め、差別を見過ごさないようにしていくかが私の課題です▼東日本大震災が起きて、もうすぐ2年が過ぎようとしています。今も仮設住宅での避難生活を強いられている方々が多くおられます。ですが、そのような状況を忘れてしまう日常の私があります。同関協で学んだ視点を忘れずに向き合い続けたいと思います。(編集委員 杉谷)